

道路・法定外公共物・準用河川における提出書類一覧表

①申請時(事前に各関係機関と協議を行っておくこと。)

提出書類	種 別				注意事項	備 考
	通常	緊急	工期 延期	更新		
申請書	◎	◎	◎	◎	それぞれの申請書の中から選択	
道路占用許可申請書	—	—	—	—		様式第五
道路工事施行承認申請書	—	—	—	—		様式第1-3号
法定外公共物占用許可申請書	—	—	—	—		様式第2-1号
法定外公共物工事施行承認申請書	—	—	—	—		様式第2-3号
許可申請書(河川占用)	—	—	—	—	「土地の占用」は第八(甲)及び(その2)、「工作物の新築、改築、除却」は第八(甲)及び(その4)を提出	別記様式第八
河川工事施行承認申請書	—	—	—	—		様式第3-2号
位置図	◎	◎	◎	◎	申請場所が特定できるもの	
平面図	○	○	×	△	位置図で詳細が分かれば省略可能	
断面図	○	○	×	△	構造図で断面形状が分かれば省略可能	
構造図又は仕様書	○	○	×	△	一般的な構造又は仕様で、他の図面に表示があれば省略可能	
誓約書	△	△	×	×	法定外公共物の占用許可又は工事施行承認を申請する場合	様式第4-2号
同意書(土地所有者)	△	△	×	×	道路、法定外公共物、準用河川の境界が明確でない場合(道路内民有地含む。)	様式第4-4号
同意書(水利組合長)	△	△	×	×	水利に関係する場合	様式第4-4号
説明書(区長)	◎	×	×	×	区長に工事内容を説明したもの	様式第4-5号
許可書、承認書又は回答書の写し	△	×	◎	◎	更新若しくは変更又は通路橋を設置する場合	
理由書	△	△	◎	×	許可又は承認の期間を延長する等、その他特別な事情で申請する必要がある場合	様式第4-3号
占用料減額・免除申請書	△	△	×	△	占用料が減額又は免除の対象で、その減額又は免除を受けたい場合	様式第4-1号
水道事業又は下水道事業からの請書	△	×	×	×	個人等の申請後、市が維持管理を行う場合	水道事業又は下水道事業の様式
市長が必要と認める書類	△	△	×	×	市長が必要と認める場合(公図の写し、求積図、舗装本復旧図、現況写真、工程表、構造計算書等)	

・種別の「◎」は必ず提出、「○」は他の書類と兼用可、「△」は必要に応じて提出、「×」は提出不要とする。

・種別の緊急については、緊急番号(事前に道路管理者から緊急番号を取得したもの)を申請書に記載すること。

・種別の工期延期については、その旨が分かるよう申請書に記載すること。

・申請書の占用物件等が複数ある場合、別途集計表を添付すること。

・断面図等は、占用物の位置、深さ(上空占用は歩道部2.5m以上、車道部4.5m以上確保)等を表示すること。

・それぞれの定めている様式と違うもので提出する場合、その内容が定めている様式の内容と合っていること。

・申請区域以外も含めた施工図面になっている場合、該当申請部分の箇所を着色すること。

・提出部数はそれぞれ正本1部、写し1部とする。

②通路橋設置時

・通路橋を設置したい時は、事前に「通路橋設置に関する事前相談書」(様式第4-6号)、「位置図」、「平面図」、「断面図」、「構造図又は仕様書」、「公図の写し」、「現況写真」を提出すること。

・提出部数はそれぞれ正本1部とする。

③施工完了時

・施工完了時は、直ちに「完了届」(様式第4-7号)、「許可書又は承認書の写し」、「位置図」、「工事写真(着手前、施工中、完了)」を提出すること。

・工事写真の「着手前」と「完了」については全景が分かるものを、工事写真の「施工中(地下に設けるもの)」については占用物件等の位置、深さ及び舗装断面が分かるものとする。

・提出部数はそれぞれ正本1部とする。

④占用者の住所、氏名変更時(所有権等を移転しないもの)

・占用者の住所、氏名を変更する時は、「占用者(住所・氏名)変更届出書」(様式第4-8号)、「許可書の写し」を提出すること。

・提出部数はそれぞれ正本1部とする。

⑤所有権等の移転時(占用期間の満了前)

・占用期間の満了前に所有権等を移転する時は、「申請書」(該当するもの)、「位置図」、「許可書の写し」、「所有権等がわかるもの又は理由書」を提出すること。

・提出部数はそれぞれ正本1部、写し1部とする。